

令和8年8月18日
北本市まち・ひと・しごと創生有識者会議

第3期北本市総合戦略について

地域未来戦略について（計画期間は2030年度まで）

「地方創生に関する総合戦略」（令和7年12月23日閣議決定）を変更。

目標及び基本的方向

- ・47都道府県のどこに住んでいても、安全に生活することができ、必要な医療・福祉や質の高い教育を受けることができ、働く場所がある社会を実現する。そのためには、強い地域経済の構築が不可欠。
- ・地方に大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成していくとともに、地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長を図っていく。
- ・これを通じて、新たな人材や企業の集約が進み、新たに働く場所が創られ、良質な雇用が創出され、所得の増加が消費マインドの改善をもたらし、それが更なる投資や経済発展につながる。また、豊かな生活環境や、若者や女性にも選ばれる地方を実現することにより、強い地域経済を下支えしていく。これにより、日々の暮らしと未来への不安を希望へと変え、「日本列島を、強く豊かに」していく。

政策目標

強い地域経済の構築

- ・「日本成長戦略」との連携の下、大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成。
- ・地方の大きな伸び代である多様で魅力ある地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長を図る。

豊かな生活環境の実現

- ・持続可能な生活インフラの実現
- ・地域の暮らしの満足感向上

選ばれる地方の実現

- ・魅力が感じられる地方の実現

施策

- ・産業クラスターの形成に伴う高付加価値型産業創出
 - A.戦略産業クラスター計画
 - B.地域産業クラスター計画
 - C.地場産業成長プラン
- ・地域の産業クラスター・地場産業を支える仕組みづくり
(計170施策)

- ・公共交通の維持
- ・買物環境の維持
- ・インフラの維持
- ・災害対応の強化の促進
- ・満足できる子育て・医療・介護・福祉サービスの実現
- ・持続可能なまちづくり (計121施策)

- ・多様性に富んだ地方の実現
- ・地域の男女共同参画・女性活躍の推進
- ・教育環境整備の推進
- ・都市と地方の共生の実現
- ・地方への移住推進
(計63施策)

横断的施策

人的支援・人材育成／情報支援・デジタルツールの整備／規制・制度改革／財政・金融による支援等／その他（政府関係機関の地方移転、広域リージョン連携 等）

(計23施策)

(合計 377施策) ※施策数は再掲含む。

進捗や成果を客観的かつ的確に把握できるKPIを設定し、PDCAサイクルを徹底。

強い地域経済の構築について

基本的方向性【道筋】

17の戦略分野について政府主導で官民投資を促進しつつ、戦略分野に関連する産業、地域をけん引する産業、地場産業の育成への地域主導の挑戦に対して、国が一步前に出て積極的な支援を行う。

(インフラも含めた環境整備)

必要となるインフラ整備や地方創生の取組も含めた環境整備を一体的に行う。

(地域の産業全体の強化)

個々の企業の育成支援だけでなく、地域全体の産業を強化する施策を支援する（共同施設の整備やサプライチェーン上の機能の補完等）。

(産業政策と人材戦略の一体的な推進)

地域の産業に必要な人材を特定し、戦略的に育成。

(競争優位の確立)

地域外、更には海外から持続的に収益を獲得することを目指し、地域経済に真に裨益する産業を育成。

(地域経済を支える基盤の再構築)

限られた財政・人的リソースを成長分野に振り向けるため、公共施設等の集約・再配置等を支援。

⇒ 3つの類型の計画を定め、それぞれの特性や課題に応じた支援策を講ずる。

地方版総合戦略の策定について

まち・ひと・しごと創生法第10条

（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

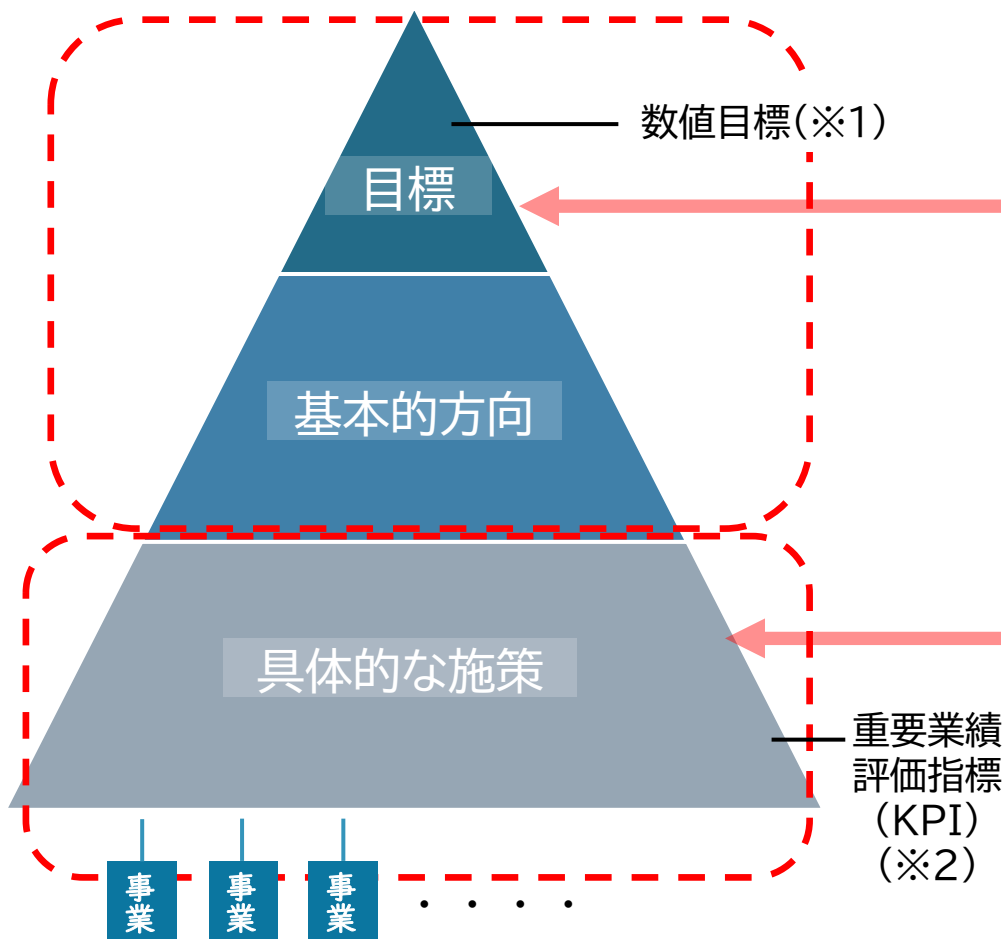
【参考】内閣府地方版総合戦略策定のための手引きより抜粋（令和7年12月版）

総合計画等を見直す際に、見直し後の計画等において地方創生という目的が明確であり、目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容も備えているような場合には、総合計画等と地方版総合戦略を一つのものとして策定することが可能。

地方版総合戦略策定のイメージ

※参考：内閣府手引き（令和7年12月版）

地方版総合戦略



- 各地方公共団体は、人口の現状及び将来の見通しを踏まえた上で、それぞれの地域の実情に応じながら、一定のまとまりの政策分野ごとに、地方版総合戦略の目標を設定することが適切。

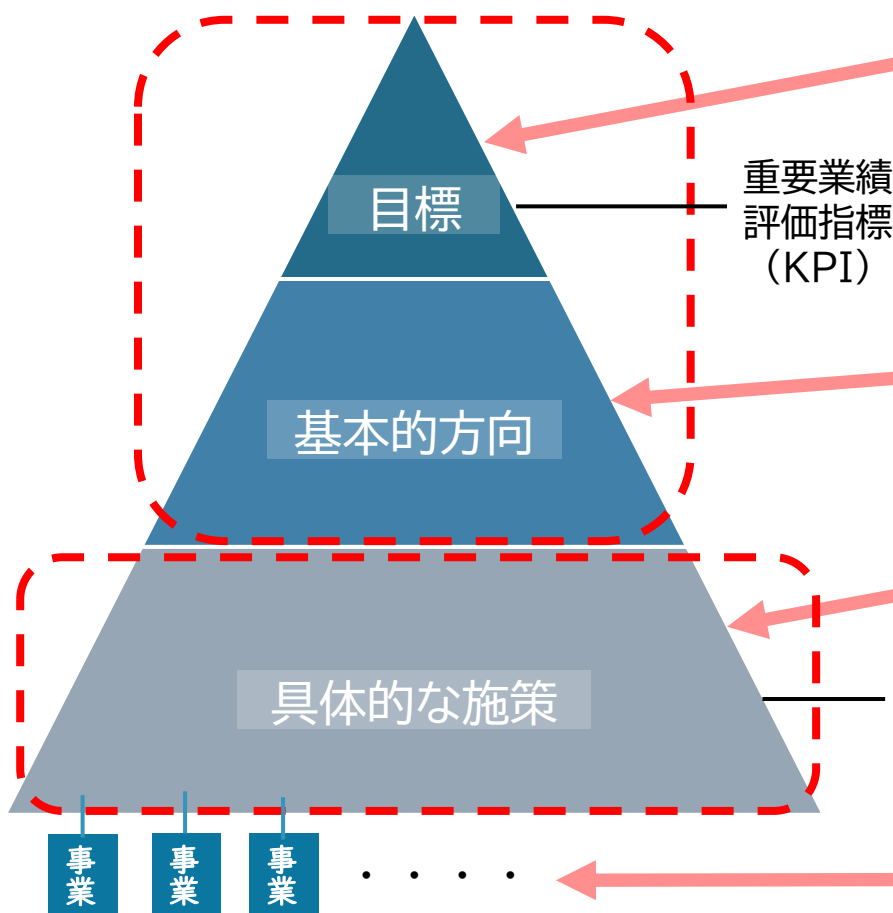
- 上段の政策分野ごとに、それぞれの地域の実情に応じながら戦略期間(5年間)のうちに実施する施策を検討し、盛り込むことが適切。
- 既存の施策で効果の高いものが含まれていても差し支えないが、これまでの総合戦略の効果検証を行い、その結果を踏まえる。
- AI・デジタルの力を活用して取組を発展させるなど見直しも重要。

※1 行政活動の結果から住民にもたらされた便益(アウトカム)に関する数値目標の設定が望ましい。

※2 原則アウトカム指標の設定が望ましいが、行政活動そのものの結果(アウトプット)に関する指標を設定することも差し支えない。 4

地方版総合戦略と第六次総合振興計画との関係

地方版総合戦略



第六次総合振興計画前期基本計画

施策

- 政策に紐づく27の施策

成果指標

- 55のアウトカム指標

施策の目指す姿

- 施策を実現するための方向性

基本事業

- 施策に紐づく109の基本事業

指標

- 324のアウトプット指標

事務事業

- 施策・基本事業を実現する450の事務事業

第3期北本市総合戦略の位置付け

- 総合戦略に定める施策は、地域経済の活性化や移住・定住の促進、結婚・出産・子育ての支援等、本市の最上位の行政計画である総合振興計画と方向性が一致。
- このため、第3期となる北本市総合戦略は、第六次北本市総合振興計画と一体的なものとして、策定に向けた取組を推進。
- 具体的には、総合振興計画における基本計画の部分を総合戦略として位置付けることで、本市が進む方向性を明確に示し、将来都市像の実現に向けた取組を効果的に行っていくことを目指す。

第六次総合振興計画

基本構想
(10年)

… 今後10年間の
まちづくりの方向性

6つの
政策

ex.)
子育て支援に力を入れる

基本計画

(前期5年・後期5年)

… 基本構想で掲げる政策
の実現を具体化

27の施策
109の基本事業

ex.)
子育てを経済的に支援

実施計画

(別で定める)

… 基本計画で掲げる施策・
基本事業の実現を具体化

450の
事務事業

ex.)
児童手当の支給、学校給
食費の負担軽減

第3期北本市総合戦略

総合振興計画について

- 総合振興計画は、**市の最上位計画としてまちづくりの方向性を示すもの**であり、北本市自治基本条例第11条第1項の規定に基づき、第4条に定める基本原則に則り策定するもの。
- 今年度から、新たに第六次北本市総合振興計画がスタートし、取組を進めている。

北本市自治基本条例(抜粋)

第2章 まちづくりの基本原則

第4条 市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有するものとする。

- 2 市民は、まちづくりの主役であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するものとする。
- 3 市長等は、市民の意思を市政に反映させるため、市民の参画の機会を保障するものとする。
- 4 市民及び市は、それぞれの責務を認識し、協働してまちづくりを進めるものとする。

第4章 市政運営

(総合計画等)

第11条 市は、第4条に規定する基本原則にのっとり、**総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画**(以下「総合計画」という。)**を策定しなければならない。**

- 2 市長等は、総合計画に基づく市政運営を行わなければならない。

将来都市像の実現に向けて

- 継続的な人口減少と少子高齢化が確実視される中、社会環境の変化をまちの活力に変えながら、持続的な発展に向けたまちづくりに取り組む必要があります。
- 基本構想では、将来都市像の実現に向けて、**人口の変化を踏まえたまちづくりの方向性**として、次の3つの基本的な考え方を掲げています。

(1) 定住人口の維持及び交流人口・関係人口の増加

- ・ 住民は市を運営していくための基礎であることから、「定住人口」の維持を図ります。
- ・ また、本市を訪れ、滞在する「交流人口」を増やすことにより地域経済の活性化を図るとともに、継続的に本市に関心を持ち、多様な形で関わり、つながりを持つ「関係人口」の輪を広げることで、多様な地域課題の解決につなげます。

(2) 地域資源を活かしたまちづくり

- ・ 先人から受け継いだ豊かな自然、歴史文化、また、まちに関わる人等を本市の地域資源と捉え、大切にするとともに、それらを活用することで、新たな価値を創造し、住み続けたいまちづくりを推進します。

(3) 持続可能な行財政運営

- ・ 人口減少と少子高齢化の進行に伴う税収の減少や社会保障経費の増加、公共施設の老朽化に伴う維持・補修経費の増加等、今後も厳しい財政運営が見込まれます。
- ・ 一方、人口減少と少子高齢化の進行に伴う社会課題の解決に向け、行政に期待される役割が多様化することが想定されます。
- ・ こうした状況に対応するため、公共施設の適正配置等の行政資源の最適化やデジタル技術の活用等の業務の効率化により、持続可能な行財政運営を推進します。

地域未来戦略と 第3期北本市総合戦略（第六次総合振興計画）との関係

地域未来戦略

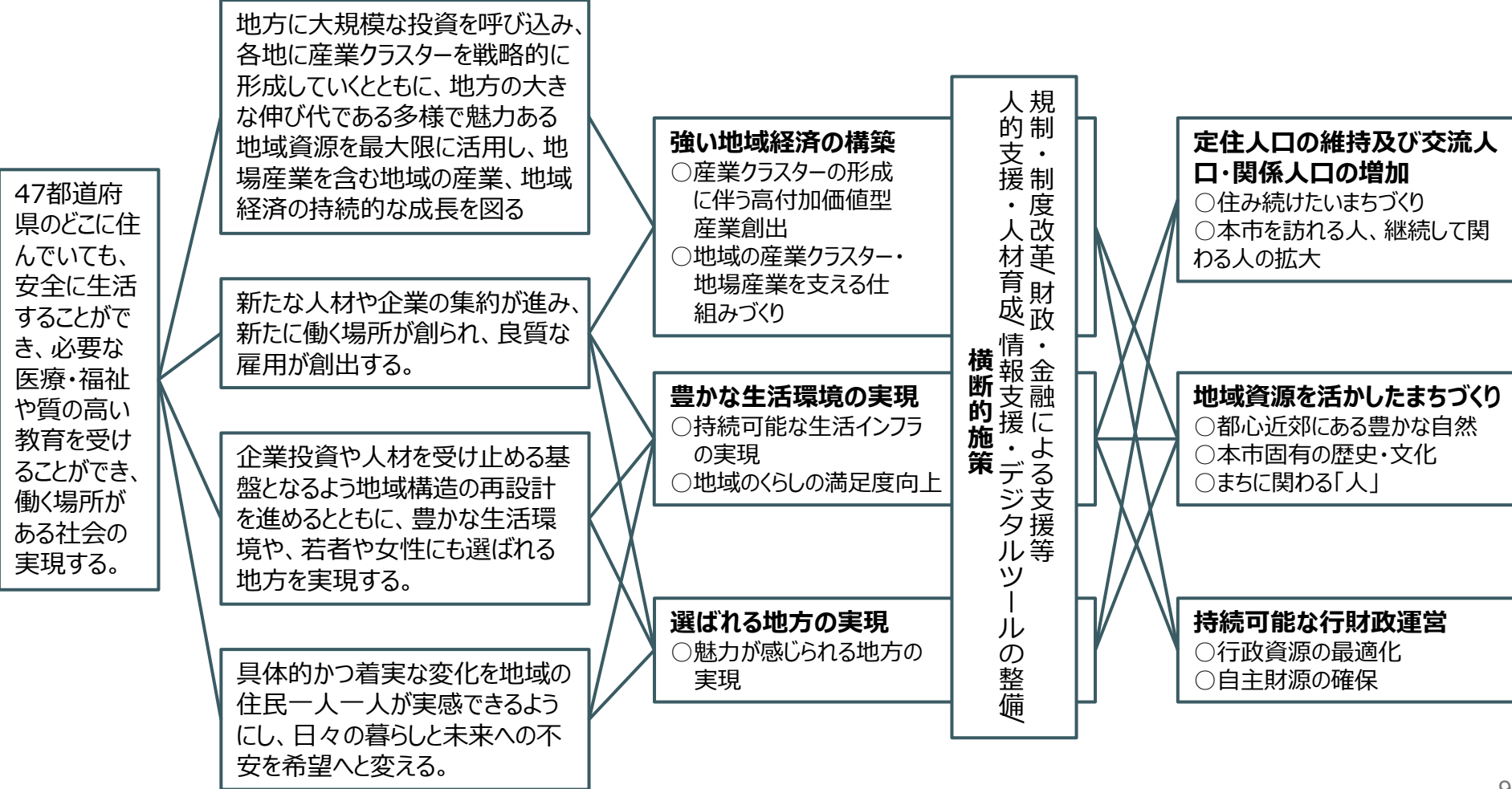
第六次北本市総合振興計画 （第3期北本市総合戦略）

目標

基本的方向

具体的な施策

人口の変化を踏まえたまちづくり



第六次総合振興計画における該当部分（イメージ）

■ 第六次総合振興計画 前期基本計画(抜粋)

施策 2-2 防災・消防の充実

①

③
施策の
目指す姿
(方向性)

安心・安全で災害に強いまちとなるよう、災害時に適切な支援や情報提供を行うとともに、防災施設の充実と支援体制の整備に努めます。また、地域で適切な対応ができるようにするため、自主防災活動の促進や啓発に努め、消防団体制の充実を図ります。

成果指標

指標名	基準値	目標値	ねらい
市民、地域、行政が連携した防災・減災体制に安心感を持っている市民の割合	-	70.0%	防災・減災体制が整備され、安心して暮らせる環境をつくること。

②

施策を取り巻く環境変化と課題

- 東日本大震災の発生以降も、全国各地において大規模地震や大型台風、集中豪雨等の自然災害による甚大な被害が発生しています。こうした度重なる被害等により、防災に対する意識の高まりや自助・共助の重要性について再認識されています。
- 防災や災害発生に関する情報が市民に適切に届く仕組みとして、ICT*やIoT*等の技術の活用が求められています。
- 本市は、災害リスクの低い土地ですが、災害時において地域や個人が災害に対応できるよう、地域の防災力向上が求められます。
- 北本市地域防災計画に基づき、災害応急対策や災害復旧復興に至る一連の災害対策について、準備を進めるとともに、国土強靱化*の取組として、大規模な災害等が発生しても、行政や地域社会、地域経済が機能不全に陥らずに、維持することのできる対策を推進していくことが求められています。

①目標 ②数値目標 ③基本的方向

④具体的な施策 ⑤KPI

基本事業

2-2-1 防災減災意識の高揚

目指す姿 防災・減災の意識が高まり、災害時に行動できます。④

主な取組 ▷ ハザードマップの周知、防災訓練の実施、自主防災活動の促進

指標 ▷ 防災対策の平均準備項目数*（地震に関する6項目）、防災訓練の実施件数、自主防災組織の活動費への補助件数

重点

2-2-2 災害時の 支援体制の充実

目指す姿 ・防災に関する情報が市民に届く仕組みが機能しています。
・災害時の市民への支援体制が整っています。

主な取組 ▷ 福祉避難所の充実、備蓄品の充実、企業との災害時相互協力、ボランティア受入体制の整備、避難所における感染症対策

指標 ▷ 北本市からの防災通知の登録件数、防災に関する協定件数、主要備蓄用品*（3品目）の備蓄率

2-2-3 地域防災力の向上

目指す姿 市民の自助・共助意識が高まり、災害時に市民・事業所・行政が一体となって対応できる体制が整備され、防災力が向上しています。

主な取組 ▷ 自主防災組織の設立支援、地区防災訓練の実施支援、自主防災組織リーダー・ボランティアコーディネーターの育成、避難行動要支援者避難支援制度の推進

● 施策2-2 防災・消防の充実

施策	成果指標	単位	基準値	R8	R9	R10	R11	R12	目標値
2-2	市民、地域、行政が連携した防災・減災体制に安心感を持っている市民の割合	%	-			② (再掲)			70.0

基本事業	指標	単位	基準値	R8	R9	R10	R11	R12	目標値
2-2-1 防災減災意識の高揚	防災対策の平均準備項目数*（地震に関する6項目）	項目	-		⑤				3
	防災訓練の実施件数	件	2						2
	自主防災組織の活動費への補助件数	件	68						111
重点 2-2-2	北本市からの防災通知の登録件数	件	23,339						30,000

第2期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価を踏まえた対応

第2期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本目標1 稼ぐ産業と安定した雇用を創出する

※KPI:就業者一人当たり市内純生産、市内有効求人倍率

基本目標2 新しい人の流れとつながりをつくる

※KPI:ふるさと納税寄附件数、25歳から34歳までの女性の社会増減

基本目標3 若い世代の出産・子育ての希望をかなえる

※KPI:市の子育て支援策が充実していると思う子育て世帯の割合、出生数

基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

※KPI:65歳健康寿命、地域活動に参加している市民の割合、安全で安らげるまちなみとなっていると思う市民の割合、温室効果ガスの総排出量(市全体)、災害による負傷者数及び死亡者数

横断的な目標1 多様な人材の活躍を推進する

※KPI:地域に学習の機会と場がある児童・生徒の割合、市民参画手続に参画した人数、協働により実施した事業の件数、地域活動に参加している市民の割合

横断的な目標2 新しい時代の流れを力にする

※KPI:AI・RPA等のデジタル技術を活用した件数

第3期北本市総合戦略(第六次総振前期基本計画)

施策4-2 地域産業の振興

施策4-3 就労対策の充実

施策4-1 シティプロモーションの推進

施策1-1 子育て支援の充実

施策2-2 防災・消防の充実

施策2-4 豊かな住環境の整備

施策2-5 環境に優しいまちづくりの推進

施策3-1 保健・医療の充実

施策1-5 学校・家庭・地域の連携による教育の推進

施策5-2 暮らしを支える地域活動の支援

施策5-3 市民参画と協働の充実

施策6-3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進

第3期北本市総合戦略の運用

地方版総合戦略策定・効果検証のための手引き（令和7年12月・内閣府）

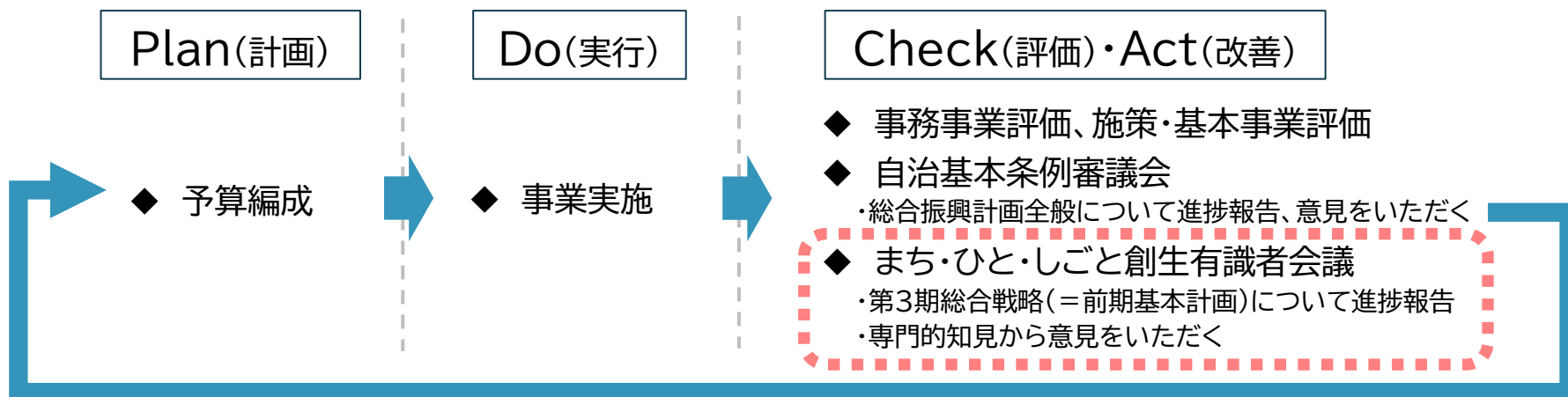
■ 総合戦略の推進に当たって

- 目標の実現に向け、各施策を効果的・効率的に推進していくためには、住民、NPO、関係団体、民間事業者等の参加・協力が重要である。
- 産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関等で構成する推進組織で、その方向性や具体案について審議・検討するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要である。

■ 効果検証の重要性

- KPIの進捗状況を確認するとともに、外部有識者を含む検証機関や議会等による検証のほか、住民からの意見聴取等を実施して、定期的・多角的な評価を行うことが重要である。

PDCAマネジメントサイクルの適切な運用



北本市まち・ひと・しごと創生有識者会議の予定

議事事項

■ 総合戦略（総合振興計画）の実績報告（8月頃）

- 前年度の実績について報告するとともに、進捗状況を共有
- 各事業（取組）に対する評価について意見を聴取 ➡ 各課へ共有し、来年度予算編成の参考とする

■ 総合戦略（総合振興計画）に係る翌年度事業の共有（2月頃）

- 翌年度の主要事業及び新規事業の共有
※第六次北本市総合振興計画「政策4 活力あふれるまち」に係る事業
- 各事業（取組）に対して意見を聴取 ➡ 各課へ共有し、来年度事業の参考とする

■ 第2期北本市まち・ひと・しごと創生推進計画に係る実績報告（2月頃）

- 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画
- 寄附の受入状況について報告
- 上記に対して意見を聴取 ➡ 今後の寄附活用事業の参考とする

■ 意見交換（毎回）

- 各団体における取組等について情報共有
- 連携の取組等について意見交換 等

■ その他、地域再生制度に基づく地方創生関係交付金に係る効果検証

- 地域再生制度に基づき、国の補助金等を活用した事業があれば、その事業に対する効果検証を実施